

## 大田区男女共同参画推進区民会議設置要綱

制定 平成9年2月26日総男女発第152号決定  
改正 平成11年7月8日総男女発第42号決定  
改正 平成14年6月20日経男女発第30号決定  
改正 平成21年3月16日20経男女発第10312号決定  
改正 平成25年3月25日24経男女発第10347号決定  
改正 平成26年3月27日25総男女発第10329号決定  
改正 平成27年3月31日26総人権発第10676号決定

### (設置)

第1条 大田区男女共同参画推進プラン（以下「プラン」という。）に掲げられた課題の解決に向けて計画の実現を推進し、男女共同参画施策への提言及びその実現方策を検討するために、大田区男女共同参画推進区民会議（以下「推進区民会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進区民会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) プラン推進に向けた方策の検討に関すること。
- (2) 男女共同参画推進施策に関すること。
- (3) プランの策定に当たり必要な事項に関すること。
- (4) その他、区長が必要と認める事項。

### (構成)

第3条 推進区民会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学識経験委員 1名以内
- (2) 団体推薦委員 11名以内
- (3) 公募委員 4名以内

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合は、前項に規定する人数を変更することができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は1回までとする。

### (会長)

第5条 推進区民会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

### (委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (小委員会)

第8条 推進区民会議に、会議の効率的な運営を図るため、小委員会を設置することができる。

### (小委員会の構成)

第9条 小委員会は、次に掲げる委員により構成し、委員が互選する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 団体推薦委員・公募委員 4名以内

### (委員長)

第10条 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員が互選する。

2 委員長は、小委員会を主宰する。

(庶務)

第11条 推進区民会議の庶務は、総務部人権・男女平等推進課が処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

2 推進区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成9年2月26日から施行する。

付則

この要綱は、平成11年7月8日から施行する。

付則

この要綱は、決定の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。